

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 一部提出書類の取扱いについて

本市では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3・4年度競争入札参加資格申請等に必要の一部の書類について、下記のとおり取扱うことといたしますのでお知らせします。

記

納税証明書（写し）の提出について

新型コロナウイルスの感染症の影響に伴い、国税若しくは地方税又は社会保険料の猶予制度の適用を受け、納税証明書等を提出できない場合は、それぞれその徴収の猶予制度の適用を受けていることを示す書類（ ）を提出してください。

国税の場合・・・「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」

地方税（地方消費税以外）・・・「徴収猶予許可通知書」の写し

社会保険料・・・「納付の猶予（特例）許可通知書」の写し